

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もとづくたいおうようりょうあん かんするいけんこうぼようりょう
障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見公募要領

へいせい27ねん8がつ27にち

平成27年8月27日

どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよそうむぐるーぶ
独立行政法人経済産業研究所総務グループ

いけんこうぼ しゆし もくてき はいけい
1. 意見公募の趣旨・目的・背景

どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
独立行政法人経済産業研究所における障害を理由とする差別の解消の推進に
かん たいおうようりょう い か たいおうようりょう しょうがい りゆう さべつ
関する対応要領（以下「対応要領」という。）については、「障害を理由とする差別
かいしょう すいしん かん へいせい25ねんほうりつだいい65ごう い か ほう だい9じょうだいい1こう
の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項
きてい もとづきさだめる たび どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよ
の規定に基づき定めることとされており、この度、独立行政法人経済産業研究所に
たいおうようりょう あん と
おいて対応要領案を取りまとめました。

つきましては、ひろくこくみん みなさま ごいけん
つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で御意見の
ぼしゅう きたん ごいけん くださいます おねがいもう
募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

さんこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう
(参考：障害者差別解消法（抄）)

だい9じょう くに ぎょうせいきかん ちやうおよびどくりつぎょうせいほうじんとう きほんほうしん そくして だいななじょう きてい じこう
第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七條に規定する事項
かんし とうがいこく ぎょうせいきかん およびどくりつぎょうせいほうじんとう しょくいん てきせつ たいおう ひつよう ようりょう
に關し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領
い か じょうおよびふそくだいさんじょう くにとうしよくいんたいおうようりょう さいだ
(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2～4 (略)

だい7じょう ぎょうせいきかんとう じむまた じぎょう おこなう あたり しょうがい りゆう しょうがいしゃ もの
第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者
ふとう さべつてきとりあつかい しょうがいしゃ けんりえき しんがい
と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を
ひつよう むね いし ひようめい ばあい じつし ともなうふたん かじゅう
必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない
ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害
じょうたい おうじて しゃかいてきしやうへき じよきよ ひつよう ごうりてき はいりよ
の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければなら
ない。

いけんこうぼ たいしょう
2. 意見公募の対象

どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
独立行政法人経済産業研究所における障害を理由とする差別の解消の推進に
かんするたいおうようりょうあん
関する対応要領案

しりょうにゆうしゆほうほう
3. 資料入手方法

どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよ ほーむぺーじ けいさい
(1) 独立行政法人経済産業研究所ホームページにおける掲載

まどぐち はいふ
(2) 窓口での配布

どくりつぎょうせいほうじんけいざいさんぎょうけんきゅうしよそうむぐるーぶじんざい ろうむたんどう
独立行政法人経済産業研究所総務グループ人材・労務担当
とうきょうとちよだくかすみがせき1ちやうめ3ばん1ごう けいざいさんぎょうしやうべつかん 11かい
(東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省別館 11階)

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00（平日）

※ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成27年8月27日（木）～平成27年9月27日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

(1) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

別紙の意見提出用紙に御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：kaisyoho-pb@rieti.go.jp

（電子メールの件名を「（独立行政法人経済産業研究所）障害者差別解消法に基づく対応要領案に対する意見」として下さい。）

※ 別紙の意見提出用紙への御記入が困難な方は、任意の様式に以下【記載事項】

の①から⑧までを御記入の上、送付して下さい。

【記載事項】

①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号

④ファクシミリ番号（設置されている場合のみ）

⑤電子メールアドレス

⑥御意見の該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

⑦御意見の内容

⑧御意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい（締切日消印有効）。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省別館 11階
独立行政法人経済産業研究所総務グループ人材・労務担当宛

(3) ^{ふ あ く し み り}ファクシミリ

^{べつし}別紙の^{いけんていしゅつようし}意見提出用紙に^{ごきにゅう}御記入の上、^{うえ}下記の^{かき}ファクシミリ番号宛にお送り
^{ください}下さい（^{しめきりびひつちやく}締切日必着）。

^{ふ あ く し み り ばんごう}ファクシミリ番号： (03) 3501-8577

※ ^{おでんわ}お電話での^{いけんていしゅつ}意見提出は^{おうけ}お受けしかねますので、^{ごりょうしょうください}あらかじめ御了承下さい。

6. ^{そのた}その他

^{みなさま}皆様からいただいた^{ごいけん}御意見につきましては、^{さいしゅうてき}最終的な^{けつてい}決定における^{さんこう}参考とさせていただきます。
なお、いただいた^{ごいけん}御意見についての^{こべつ}個別の^{かいどう}回答はいたしかねますので、
あらかじめ、その^{むね}旨を^{ごりょうしょうください}御了承下さい。

^{ごていしゅつ}御提出いただきました^{ごいけん}御意見については、^{しめい}氏名、^{じゅうしょ}住所、^{でんわばんごう}電話番号、^{ふ あ く し み り ばんごう}ファクシミリ番号
^{および}及び^{めーるあどれす}メールアドレスを除き、^{のぞき}すべて^{こうかい}公開される^{かのうせい}可能性があることを、あらかじめ
^{ごしょうち}御承知おき下さい。ただし、^{ごいけんちゅう}御意見中に、^{こじん}個人に関する^{かんするじょうほう}情報であって^{とくてい}特定の^{こじん}個人を
^{しきべつ}識別する^{きじゅつ}記述がある場合及び^{ぼあいおよびこじん}個人・^{ほうじんとう}法人等の^{ざいさんけんとう}財産権等を^{がいする}害するおそれがあると^{はんだん}判断
される場合には、^{ぼあい}公表の際に^{こうひょう}当該箇所を^{さい}伏せさせていただきます。

^{ごいけん}御意見に^{ふき}附記された^{しめい}氏名、^{れんらくさきとう}連絡先等の^{こじんじょうほう}個人情報につきましては、^{てきせい}適正に^{かんり}管理し、
^{ごいけん}御意見の内容に^{ないよう}不明な点があった場合等の^{ふあいとう}連絡・^{れんらく}確認といった、^{かくにん}本案に対する^{ほんあん}意見
^{こうぼ}公募に関する^{かんするぎょうむ}業務にのみ^{りよう}利用させていただきます。